Info 6

土地・家屋・償却資産をお持ちの人へ

固定資産税に関する申告を忘れずに

申告が必要か確かめて、申告する場合は期限までに提出しましょう。

問い合わせ 税務課資産税係（☎35-0913）

■住宅用地申告書の提出はお済みですか

住宅用地※は、税負担を軽減するため、固定資産税および都市計画税に課税標準の特例措置が設けられています。新たにこの特例措置の適用対象となる場合や使用用途に変更が生じた場合は、申告が必要です。該当する人は、住宅用地申告書に必要事項を記入し、税務課資産税係へ提出してください。

※住宅用地…1月1日（賦課期日）現在において、住宅の敷地として用いられている土地（住宅用地となる土地の面積は、家屋の床面積の10倍まで）

●令和5年中に変更があった場合は申告が必要です

どんなとき?	どんな例があるの?
非住宅用地を住宅用地に変更したとき	住宅の新築、店舗や事務所・事業用倉庫などを住宅に変更する場合など
住宅用地を非住宅用地に変更したとき	住宅の取り壊し、住宅を店舗や事務所・事業用倉庫などに変更する場合など
併用住宅で、居住部分とそれ以外の部分の床面積に変更があったとき	居住部分、または店舗部分の増築や取り壊しなど
住宅戸数に変更があったとき	2棟あった住宅を1棟にした場合など

●申告書の提出期限　令和６年１月31日（水）

※申告書は、市ホームページ（右記）からダウンロードできます。

■償却資産の申告をお願いします

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）も課税の対象となります。償却資産の所有者は、毎年１月１日現在に所有している償却資産の申告が義務付けられています。

●対象となる償却資産の一例

資産の種類	主な償却資産の例
構築物	広告塔、舗装、構内路面、家屋として課税されない建物など
機械および装置	製造、加工、修理等に使用する機械、太陽光発電設備など
船舶	客船、貨物船、漁船、モーターボート、釣り船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両および運搬具	大型特殊車両、各種運搬車両など
工具、器具および備品	パソコン、コピー機、各種医療機器、レジスターなど

●申告書の提出期限・方法

令和６年１月31日（水）までに、下記の①～③のいずれかの方法で提出してください。

①市役所本庁税務課または市役所小笠支所小笠市民課に提出 ②税務課へ郵送 ③電子申告（eLTAX）

※前年度以前の申告者には、事前に申告用紙を送付しています。

※申告書は右記からダウンロードできます。

Info 7

子育て世帯生活支援特別給付金の申請は済んでいますか

物価高騰の影響を受けた子育て家庭に支給する当給付金の申請を受け付けています。「ひとり親世帯分」と「ひとり親世帯以外分」で対象者が異なります。確認して早めの申請をお願いします。

問い合わせ 子育て応援課こども福祉係（プラザけやき内☎35-0914）

区分・対象者

18歳（障がい児は20歳）以下の子どもを養育する父母等のうち、以下のいずれかの要件を満たす人

ひとり親世帯	・公的年金を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
	・物価高騰の影響により、令和5年1月以降家計が急変して、ひと月の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人
ひとり親世帯以外	・令和5年住民税(均等割)が非課税の人
	・物価高騰の影響により、令和5年1月以降家計が急変して、ひと月の収入が住民税(均等割)非課税と同等の水準となった人

※積極支給対象者のひとり親世帯へは令和5年5月26日、ひとり親世帯以外は令和5年5月30日に支給済みです。なお、再支給や両方の区分で支給することはできません。

支給額 対象児童１人当たり５万円

支給時期 申請書受付からおよそ１カ月（詳細は支給決定通知書などでお知らせします）

申請期限 令和６年２月29日（木）※必着

申請方法 申請書類を記入の上、子育て応援課へ郵送または窓口に提出

※申請書類などの詳細は、市ホームページ(下記)をご覧ください。

▲ひとり親世帯　▲ひとり親世帯以外